

【再エネ海域利用法】

洋上風力発電に関する 日本版セントラル 方式の動向



大江橋法律事務所
パートナー 弁護士／ニューヨーク州弁護士
村上 智裕

▶ PROFILE

tomohiro.murakami@ohebashiri.com

第1 はじめに

洋上風力発電は、再生可能エネルギーの中でも、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、その導入の促進及び拡大が期待される電源である。

政府は、「洋上風力産業ビジョン（第一次）」（令和2年12月15日、洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会）において、「年間100万kW程度の区域指定を10年継続し、2030年までに1,000万kW、2040年までに浮体式も含む3,000万kW～4,500万kWの案件を形成する」ことを目標として設定している。この目標を達成するためには、案件形成を継続的かつ加速的に行う必要がある。

現状は、事業者が初期段階の基礎調査や環境調査等を実施しており、同一海域において複数の事業者による類似した調査が行われている点で非効率であり、また地元の漁業者との操業調整の負担が発生し、これが地元の反発を招いているとの指摘もある。

そのため、政府は、案件形成の初期段階から政府や地方自治体が主導的に関与し、迅速・効率的に風況・海底地盤等の調査、系統確保等を行う仕組み（日本版セントラル方式）の確立に向けて、制度設計を進めている（「規制改革実施計画」（令和4年6月7日、閣議決定））。

昨年、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法が改正され、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」という。）の業務に洋上風力発電に関する風況や地質構造の調査業務が追加された。そして、本年1月13日には、

JOGMECが2023年度に実施予定の調査対象区域として、北海道岩宇・南後志地区沖、北海道島牧沖、北海道檜山沖の3区域が選定された^{注)1}。

このように、日本版セントラル方式の確立に向けた動きが進んでいる。

第2 運用方針[骨子]及び サイト調査の基本仕様

そして、2023年1月30日に開催された政府の委員会において、「洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針[骨子]（案）」及び「セントラル方式としてJOGMECが実施するサイト調査の基本仕様（案）」[令和5年1月暫定版]が検討され^{注)2}、その後令和5年1月30日付「洋上風力発電に係るセントラル方式の運用方針[骨子]」が公表された。以下では、この運用方針[骨子]の概要及び基本仕様（案）の項目について説明する。

なお、正式な「セントラル方式としてのJOGMECが実施するサイト調査の基本仕様」についても2023年3月末までに策定されることが想定されるが、執筆時点では未公表である。

注)1 「2023年度に実施予定の洋上風力発電に関するセントラル方式による調査対象区域を選定しました」
(https://www.mlit.go.jp/report/press/port01_hh_000256.html)

注)2 「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議（第18回）」
(https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/yojo_furyoku/018.html)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

このセントラル方式は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(以下「再エネ海域利用法」という。))の対象となる事業について、適用されることが想定されている。

セントラル方式は、主に以下の要素から構成されている。

- 事業実施区域の指定及び発電事業者の公募
- 案件形成に向けた地域調整
- サイト調査(風況・海底地盤・気象海象)
- 系統接続の確保
- 環境影響評価
- 漁業実態調査

1 案件形成に向けた地域調整

発電事業を進めるためには地域の理解を得る必要があるため、適切な役割分担の観点から、地域の実情に精通した関係自治体を通じた調整が前提とされている。国は、自治体が行う地域調整や案件形成に関して、自治体における検討・調整の支援等、環境整備に努めるとされている。

2 サイト調査

サイト調査は、洋上風力発電設備の「基本設計」に必要な内容を対象とする。JOGMECが調査を実施して得られた情報は、再エネ海域利用法に基づく発電事業者公募手続に参加する者に提供される。調査の対象となる区域は、基本的には、「一定の準備段階に進んでいる区域」又はどの区域にも未整理な区域^{注)3}

注)3 再エネ海域利用法に基づく事業者の公募は「促進区域」に指定された区域であり、「促進区域」に至るには、通常「一定の準備段階に進んでいる区域」、「有望な区域」として位置づけられる段階をへる。サイト調査の対象は「一定の準備段階に進んでいる区域」又はそれに至る前の区域が想定される。

となる。

(1) 調査の方法及び内容

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。))は、洋上風力発電の基本設計に必要な項目等について、産業界や学識経験者の意見も踏まえ、調査手法や仕様の整理を行っている。2022年6月に、これら調査手法・仕様の具体化に向けた中間とりまとめ(以下「中間とりまとめ」という。))が公表された^{注)4}。基本仕様(案)は、この「中間とりまとめ」の内容をもとに、事業者へのアンケート、有識者で構成される技術委員会の意見を聴取し、策定された。今年度末に終了予定のこのNEDOの調査研究事業の結果を踏まえて、基本仕様(案)の内容は更新されることになるであろう。

洋上風力発電事業のための「基本設計」においては、①風車設置点の決定、②風力発電施設規模の設定、③風車の機種選定、④支持構造物の選定、⑤経済性の検討が実施されること、が、想定されている。セントラル方式におけるサイト調査は、この基本設計に必要な内容を対象とする。基本仕様は、このサイト調査の方法及び内容についての基本的な考え方を示すものとして策定される。

調査区域における個別状況を踏まえた具体的な調査の方法及び内容は、個別仕様として調査を実施するJOGMECによって作成される。JOGMECは、個別仕様の作成に際して、対象区域の自然的条件に加えて、地元の漁業操業等との調整を踏まえるとともに、必要に応じて、有識者や事業者等から意見を聴取することが想定されている。そのため、2023年度にJOGMECが実施する北海道の3区域における調査概要が公表され、個別仕様を定めるためにアンケートによる意見収集も行われたところである^{注)5}。

注)4 「洋上風力発電の地域一体的開発に向けた調査研究事業／各調査項目における調査手法・仕様の一般化に向けた中間とりまとめ」(https://www.nedo.go.jp/library/fuuryoku_cyosa.html)

注)5 「令和5年度セントラル方式による調査計画に関するアンケート」(https://www.jogmec.go.jp/offshore-wind/offshore-wind_10_00002.html?print)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

基本仕様として定める調査項目等については、「セントラル方式としてJOGMECが実施するサイト調査の基本仕様」に定められる。[令和5年1月暫定版]で基本仕様として定められている主な調査項目は以下の通りである。

(ア) 風況調査

風速、風向、面的な風況、風況の長期変動トレンドなどの調査

(イ) 海底地盤調査

海底地形、海底面状況の調査(海底面の標高、海底地形、海底面の状況の把握)、海底の地層分布の調査(海底の地質構造や地盤状況の把握)、着床式及び浮体式の地質調査

(ウ) 気象海象調査

気象調査、海象調査(水位、波浪、水流、海水、海洋付着生物、洗堀など)

(2) 調査対象区域の選定

(ア) 必須事項及び考慮事項

区域の選定においては、調査を迅速かつ効率的に実施する観点から、「対象区域における調査活動の実施により操業上の調整が生じる者(漁業・航路等)から、調査を実施することに対する理解が得られていること」が前提条件(必須事項①)とされる。

また、法律上、JOGMECが行う洋上風力発電に係る調査は、以下のいずれか(必須事項②)に該当する地域(「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」第17条第1号及び第2号)が対象となる。

- 一 海域の自然的条件、風力発電設備の設置に関する技術的条件その他の条件から判断して、事業者が海域の調査に関する自主的な活動を十分に実施することが困難と認められる地域
- 二 二以上の事業者がそれぞれに調査を実施すること等によって漁業その他の活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる地域

必須事項①及び②を満たす区域の中から、以下の事項(考慮事項)を勘案して、優先的に取り組む区域を選定する。

- ① 対象区域における利害関係者の特定、協議会を開始することに対する調整の状況(例えば、漁業、航行関係者に加えて、関係地域における理解の状況等も参考として考慮される。)
- ② 対象区域において想定される出力規模
- ③ その他政策的観点から洋上風力発電の推進に資する要素

③に関しては、着床式よりポテンシャルが高いものの難易度も高いと考えられる浮体式が想定される海域であること等が考慮され、浮体式を想定したサイト調査が早期に積極的に実施されることが望まれる。

(イ) 区域選定の手順

- ① 都道府県から提供される情報の検討
- ② 有識者を含む中立的な第三者委員会の意見の聴取
- ③ 上記の①及び②を経たうえで、経済産業省・国土交通省による区域の選定

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

(3) 費用負担の扱い

成果情報の提供を受けた者で、公募の結果、事業者に選定された者が、JOGMECが調査に要した費用を上限として、調査費用相当額をJOGMECに支払う。落札事業者による費用負担は欧州のセントラル方式で行われている国際慣行に沿った対応であると、政府は整理している。

今後、費用負担とともに、成果情報の正確性などの責任の所在が明確化されることが期待される。

3 系統接続の確保

再エネ海域利用法に基づく「促進区域」の指定基準の一つとして、系統確保要件(法第8条第1項第4号)がある。そのため、複数の事業者によって同一区域で重複した系統確保が行われると、本来接続可能な他電源の接続が制約される可能性がある。また、区域の発電出力規模が、事業者が確保した系統容量に依存するため、発電ポテンシャルを踏まえた適切な出力規模にならない可能性もある。そこで、政府は、適切な出力規模に応じて必要な系統容量を暫定的に確保する仕組み(ノンファーム型接続^注6)を前提とする方法を含む。)を検討している。将来は、事業者による系統確保を求めない方向に移行していくことが想定されている。

4 環境評価

現在、再エネ海域利用法に基づく選定事業者は、別途、環境アセスメントを実施する必要がある。実際には、事業者選定の前から、初期段階の環境アセスメント手続を開始する事業者が増加している。しかし、重複する環境アセスメントは非効率であるし、地元の利害関係者の負担を伴う。欧州には、国が主体となって一定程度の環境アセスメントを実施しているデンマーク、オランダ等の国々もあるようである。政府の「規制改革実施計画」をうけ

て、経済産業省、国土交通省及び環境省が連携して、令和4年度から洋上風力発電における環境アセスメント制度の在り方を検討中である。

今回の運用方針[骨子]では具体的な内容は示されなかったが、環境影響評価においては事業の実施前に4種類の図書(配慮書、方法書、準備書及び評価書)が作成されるところ、一定の段階までの図書の作成等についてはセントラル方式において政府関係機関によって実施されることが期待される。

5 漁業実態調査

漁業実態調査は、対象海域及びその周辺における、「漁業操業の実態」及び「水産資源の実態」の二つの要素から構成される。漁業操業の実態に関する情報は、利害関係者の特定と利害関係者との調整のための前提として必要となる。都道府県が中心となってかかる情報を整理する。水産資源の実態に関しては、再エネ海域利用法に基づく法定の協議会における議論を経て確定された事項をもとに、選定事業者が必要な調査を実施する。

今回の運用方針[骨子]では、国が漁業実態調査にどのように関与するのかは明確にされていないが、国の積極的な関与が望まれる。

また、近年、排他的経済水域(EEZ)において洋上風力発電を可能とするための環境整備に対するニーズが高まっているため、EEZにおける洋上風力発電に関する議論が内閣府を中心に進んでいる。海域が遠くなればなるほど調査は困難となるため、EEZにおける洋上風力発電については国の関与がより重要となるだろう。

注6 ノンファーム型接続は、発電した電気を流すために必要となる系統の容量をあらかじめ確保するのではなく、系統の容量に空きがあるときにそれを活用し、空きがなくなったときは発電量の出力制御を行うことを前提に、新しい電源を接続する方法である。ノンファーム型接続は、2021年1月から順次基幹系統に適用開始され、2023年4月からはローカル系統にも適用拡大されることが予定されている。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第3 おわりに

冒頭で紹介したとおり、JOGMECが2023年度実施するセントラル方式による調査の対象区域(北海道の3区域)が選定された。規制改革実施計画で示された、セントラル方式を前提とした事業者公募の2025年度内実施を目指して、今後さらに、洋上風力発電に係るセントラル方式についての政府による検討が進展し、運用方針、基本仕様等がアップデートされ、継続的かつ加速的な案件形成に寄与することを期待したい。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。